

この事故で乗客1名が重傷又は軽傷、18名が軽傷を負った模様。
運転者は、自動車運転過失傷害で逮捕された。

(2) 乗合バスの死傷事故

1月11日(日)午前9時50分頃、東京都の鉄道の駅前バスターミナル内において、都内に営業所を置く乗合バスが回送中に、当該ターミナル内にいた女性に接触し死亡させた。

事故は、終点のバスターミナルにおいて、乗客を降ろし終わって営業所に回送しようとしていた乗合バスが、ターミナル内の車道部分にいた女性にバスの左前が接触し、死亡させたもの。

(3) 乗合バスの車内事故①

1月12日(月)午後1時25分頃、東京都の国道において、都内に営業所を置く乗合バスの車内事故が発生した。

この事故により、1つ前のバス停から乗車してきた乗客のうち、着席せずに立っていた乗客が転倒し、大腿骨骨折の重傷を負った。

事故は、乗合バスが第1車線から第2車線へ進路変更した際の揺れにより、乗客が転倒したものの。

(4) 乗合バスの車内事故②

1月13日(火)17時24分頃、東京都の都道のバス停において、都内に営業所を置く乗合バスが、当該バス停発車時の動揺で乗客1名が転倒した。

この事故により、転倒した乗客が大腿骨骨折の重傷を負った。

事故は、当該バス停から乗車してきた当該乗客が、後方の空いている座席へ移動中にバスが発車したため、その動揺により転倒した模様。

(5) コミュニティーバスの衝突事故

1月14日(水)午前9時30分頃、千葉県の市道において、同県に営業所を置く乗合バス(コミュニティーバス)が運行中、道路左側のガードレールに衝突した後に住宅のフェンスに衝突した。

この事故で乗客1名が重傷、1名が重傷又は軽傷、6名が軽傷を負った。

1月15日(木)、運転者が逮捕された(自動車運転過失運転傷害の疑い)。

(6) 法人タクシーの車内事故①

1月5日(月)午前10時00分頃、長崎県の市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが降車扱いの際に、乗客がドアに押されて転倒する事故が発生した。

この事故により、当該乗客は骨折の重傷を負った。

事故は、降車地点が上り坂であったことから、ドアが自重により閉まりかけた際に当該乗客に接触し、はずみで転倒したものの。

(7) 法人タクシーの死傷事故

1月8日(木)午後5時25分頃、埼玉県の県道の交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車にて運行中、左側より横断してきた歩行者に気づかず、はねた。

この事故により当該歩行者は死亡した。

事故現場の交差点に信号機、横断歩道はなかった。

(8) 法人タクシーの車内事故②

1月9日(金)午前11時20分頃、鹿児島県の市道において、乗客1名を乗せた同県に営業所を置く法人タクシーが、乗客を降車させるため、道路左脇に寄せて停止させようとした際に、道路外の溝に脱輪し、そのはずみで乗客が転倒した。この事故により、当該乗客は足の骨を折る重傷を負った。

事故は、タクシーが路肩の草に隠れていた溝に左前輪が脱輪し、車体が前に沈むようにはずんだため、降車の準備のため2列目の座席中央に移動していた乗客が、運転席と助手席の間に体が飛び出し、足を骨折したものの。

(9) 法人タクシーとトラックの衝突事故

1月10日(土)午前1時20分頃、佐賀県的高速道路において、空車で運行中の福岡県に営業所を置く法人タクシーと福岡県に営業所を置く小型トラックが衝突する事故が発生した。

この事故で、タクシーの運転者が死亡。トラックの運転者に負傷等はなし。

事故は、高速道路ジャンクション手前で車線が分岐する地点で発生し、タクシーが外側から外側二番目の車線に車線変更した際にトラックが衝突したものの。

(10) 法人タクシーがバイクに追突した事故

1月12日(月)午前2時40分頃、兵庫県の国道の交差点において、法人タクシーが空車にて運行中、バイクに追突した。

この事故によりバイクの運転者が死亡した。

事故は、当該タクシーが第2車線を運行中、交差点の信号が青のため、そのまま通過しようとしたところ、何らかの理由で停止線で停止していた当該バイクに追突したものの。

(11) トラックの酒気帯び事故

1月12日(月)午前6時45分頃、岩手県の町道で、青森県に営業所を置くトラックが方向転換していたところ、付近に駐車していた車両と衝突する事故が発生した。

当該車両の運転者が警察へ通報し、駆けつけた警察官がトラック運転者のアルコール検査を行ったところ、アルコールが検出された。

この事故による死傷者は発生していない。



【5. 北陸道高速バス事故を受けた安全対策について】

平成26年3月3日未明に北陸自動車道において発生した高速乗合バス事故は、乗客・乗員2名が死亡、乗客等26名が重軽傷を負うという痛ましい事故でした。国土交通省では、事故発生直後に事故対策本部を設置し、宮城交通(株)への監査、事故原因の調査分析を進めてきました。警察とも連携した原因調査の中では、事故発生前に運転者が意識を消失していた可能性が高いとみて調査分析を進めておりますが、そのような状況に至った直接的な原因を特定するには時間を要する見通しとなっております。高速バスの輸送の安全確保は喫緊の課題であることから、今般、運転者の体調急変に伴う事故を防止するための更なる対策を講じます。

詳細は以下の自動車局HPに掲載されておりますので、ご覧ください。
→ http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000033.html



【6. 運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！】

平成25年4月に策定された「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」に基づき、従来200両以上のバス車両を有する事業者のみに義務付けられていた安全管理規程の届出等が、平成25年10月1日から、全ての貸切バス事業者及び貸切委託運行の許可を受けた乗合バス事業者にも義務付けられました。

今般の制度改正により新たに義務付け対象となった事業者は、平成26年1月6日までに、安全管理規程及び安全統括管理者選任の届出を、主たる事務所を管轄する運輸支局（輸送担当）に提出する必要があります。

安全管理規程の例や届出様式など、詳しくは国土交通省のホームページをご覧ください（各地方運輸局等のホームページにも掲載しています。）。

→ http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000023.html



【7. 自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！】

「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成25年4月公表）を踏まえ、自動車運送事業の監査方針及び自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を定めた通達が改正されました。

- ・ H21年10月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
- ・ H20年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
- ・ H19年6月：S A S対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」



【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html> ）

【参考】

* 自動車局ホームページ

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> ）

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付 （ www.mlit.go.jp/RJ/ ）

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

（平日9:30~12:00 13:00~17:30）

・ 自動音声受付 03-3580-4434（年中無休・24時間）

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

